

【所属名：教育委員会事務局こども教育課】

【会議名：第2回いじめ防止連絡協議会】

## 会 議 録

日	令和2年12月3日(木)	時間	14:00~15:30	場所	市役所203、204会議室
件名	報告 ・市教育委員会から情報提供 ・各団体からの情報提供 情報交換				
出席者	【委員】8名(次の各団体より1名) 市校長会、市教育研究会生徒指導部会、糸魚川警察署、新潟地方方法務局糸魚川支局、糸魚川人権擁護委員協議会、市PTA連合会、主任児童委員、市内県立高等学校 【教育委員会】井川教育長 【事務局】磯野教育次長、こども教育課：冨永課長、小野参事、水澤係長、佐藤副参事				
	傍聴者定員	一人		傍聴者数	1人

### 会議要旨

#### 1 開会の挨拶(教育長)

委員の皆様方には、各分野において、いじめ問題等にご尽力いただいていることに対し、お礼を申し上げます。今月末で教育長を拝命して2年を迎えるが、この間、いじめ重大事態は発生していない。が、いじめ認知報告、長期欠席の状況の報告は、多く上がってきている。

記録を見ると、学校現場できめ細やかに対応しているのがよく分かる。この積み重ねが重大事態の発生に至らない大きな要因であると思っている。

一方で、12月1日付けで2017年上越地方の県立高校生がいじめを受けて不登校になったとされたという報道があった。高校が設置した第三者委員会と再調査のために県が設置した第三者委員会の報告書が違う結果となったケースである。このケースから見えてくるのは、いじめの定義のとらえ方、お互い(保護者と学校)の意思の疎通、共通理解を含めた初期対応、また結果が出るまでの期間の長さなどの課題である。このようなケースも教訓としながら、それぞれの現場での取組について、今日は情報交換をしたい。ただし、公開の場での情報交換であるので、個人情報特定されるようなことがないように、配慮をお願いしたい。

本日お集まりの皆さん、学校、教育委員会との情報共有、そして一体となつての取組を改めてお願いし、会議が意義あるものとなるようお願いして開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

#### 2 報告

##### (1) いじめ、長期欠席等の状況について(事務局)

今年度4月1日から10月31日までのいじめの認知件数は38件。昨年度は、この期間で30件となっており、8件の増である。いじめの対応状況は、昨年度からの継続事案を含めて、認知件数が49件、解消が25件、一定の解消が10件、取組中が14件。千人当たりのいじめ認知件数は、糸魚川市は17.3人である。全国46.5人、新潟県90.2人に比べ、糸魚川市は低い数値である。

この数値は、各校がいじめの未然防止に努めている成果の表れであると捉えているが、それと同時に、いじめの定義について教職員がいじめ防止対策推進法に基づいて、正しく理解し、いじめを見逃さず積極的に認知する。これを一層推進し、いじめの早期発見、迅速な初期対応、早期解消を含め、いじめの重大事態を防ぐことにつなげていきたい。

いじめの内容について、「冷やかしかからかい等」、「嫌なことや恥ずかしいこと等をされたり、

させられたりする」が多くなっており、児童生徒の何気ない言動が人を傷つけることをよく理解させ、普段から人権感覚を磨くことを指導する必要がある。

次に、4月1日から10月31日の長期欠席の状況は、不登校による欠席が小学生4人、中学生18人、計22人。病気による欠席は、小学生2人、中学生5人、計7人。理由は、起立性調節障害が最も多くなっている。

昨年度の千人当たりの不登校児童生徒数は、糸魚川市では小学校1.6人、全国では8.3人、県では7.2人である。中学校では、糸魚川市が21.5人、全国39.4人、県35.5人であり、小中学校ともに糸魚川市は低い数値になっている。

不登校の未然防止の対応として、子ども自身が「学校が楽しい」「通いたい」と思える魅力ある学校づくりに努めるとともに、市の教育相談員や県のスクールカウンセラーとも連携して、子どもの悩みを相談できる教育相談体制を整えていくことが大切である。

市の適応指導教室「ひすいルーム」「のうルーム」を利用している児童生徒は、11月末で、小学生2人、中学生10人であり、保護者、学校、市教委が連携しながら支援している。

昨年10月に開設した糸魚川若者サポートセンターの利用者は9人。利用者と語らいやゲームをしたり、悩み事相談をしたりしながら、利用者やその保護者に寄り添っている。

4年目を迎えた「不登校の子どもを考える親の会 結の会」は、毎月5人程度の保護者が集まり、情報交換を行っている。

## 質 疑

(委員) いじめの件数は、前回(7/14)の報告件数と今日報告の8月以降の17件は、重なっているのか？

(事務局) 重なっていない。8月以降新たに17件認知している。

## (2) 各団体からの情報提供

(委員) 県内のいじめ相談件数は252件。昨年の10月末に比べると約2割減少している。高校が5月いっぱい休校だったため、減少傾向にあると考えている。糸魚川署管内では、いじめに関する相談はない。いじめに関する講話を行ったり、いじめ相談窓口の設置について周知したい。

(委員) 12月4日から10日まで人権週間となる。人権週間の一環として県内中学生人権作文コンテストを行って、糸魚川地区からは20編の応募があり、優秀賞に1編、優良賞に2編入賞した。

作文のテーマは、今年はコロナに関しての話題が多く、13%程度であった。やはり、一番多いのは、いじめをテーマにしたものである。20%、5人に1人がいじめをテーマに人権作文を書いている。

(委員) コロナ禍で学校等の訪問機会がなかなか持てなかったが、11月になって9か所訪問した。SOSミニレターには、個人的な悩みなどいろいろ書いてあり、真摯に受け止め、2週間以内に返事をしている。重大なものであれば学校と連携するが、そういうものはなかった。県の人権週間のポスターにも、コロナの誹謗中傷に関することが記載されている。糸魚川市では、コロナに関連するいじめはあったか？

(事務局) 1件あった。被害児童生徒に学校職員が話を聞いた上で指導した。被害・加害の双方の保護者にも連絡し、その後も見守っている。いじめとしてカウントしている。

(委員) コロナ禍のため、県PTA連合会のイベント、会議が中止となっている。市PTA連合

会も今年度は行事の開催を見送っている。

(委員) 委員の児童部会でひとり親家庭のことが話題となった。コロナにより派遣切りや雇止めのような実態を心配する声が多くあった。貧困が一つの原因となっていじめに発展するケースもある。また、虐待によっていじめが起きる可能性もある。派遣切りなどが多くなってくると家庭における様々な問題が出てきて心配であるという声もあった。

民生児童委員に家庭の様子、気付いたことを報告してもらっている。それを学校に情報提供している。

(事務局) ひとり親家庭の状況については、現況届等で来庁時に聞き取りをしている。詳細は後で報告する。

(委員) 高校として本来の活動ができるようになってきたが、学校行事はすべて中止となった。いじめについては、現在まで2件認知しており、内容については、からかい・冷やかしの言動と SNS に関わるものであった。

新入生は、入学式後すぐに休校となり、1学期は中間考査なしで期末考査のみであった。生徒指導については、様々なケースに応じて対応している。全生徒と面談の時間を設け、子どもたちの変化をつかもうとしている。

(委員) 定例校長会で、市教育委員会からの指導を確認している。また、学校の情報について必要なものについて出し合っている。11月に入り、中学校区のいじめ見逃しゼロスクールが行われ、それを受けて各学校でも児童生徒の意識を高めていく形でいろいろな集会も行っている。小学校では、いじめ防止の共通取組が県小学校校長会で出されており、確認を進めたり、新潟県のいじめ対応マニュアルに則りながら、各校の取組を振り返っている。いじめの未然防止、早期対応に努めている。

(委員) 各校が「校支援」という校務支援システムでつながっているので、部員と情報共有を行っている。また、委員を通じて必要な情報交換を行っている。前回のいじめ防止連絡協議会で警察署から資料を提供してもらい、それが指導に役立った。

また、委員と学校との連携の在り方について意見が出され、学校をオープンにすることについて委員で意見交換した。

糸魚川東中学校区では、新入生保護者対象の学校説明会で、SNSの怖さについての講演会を予定しており、他の中学校区でも様々な取組を実施している。

(事務局) 先ほどの委員からのひとり親家庭についての質問について確認した。8月に現況届を提出する際に一人一人聞き取りをしたが、派遣切り等の話はなかった。コロナのために学校が休校になったら・・・という不安はあったようだ。

(事務局) 今後も状況把握をしたい。

## 質 疑

(委員) 冒頭、教育長が言われた高校生がいじめで不登校となった件について聞きたい。県に調査委員会が立ち上がったということは、高校が設置した第三者委員会の結果が不服だったということなのか。

(教育長) 報道では、最初に高校で第三者委員会を設置して、その報告書の内容が保護者の意に添わなかったということで、県の知事部局に再調査の申し入れをして、再調査の報告書がまとまったということ。それが、最初の報告書の内容と異なったというものである。

※上記教育長の発言については、報道の内容を受けたものであり、再調査委員会は、国のガイドラインに規定された以下の4項目全てに該当することから設置された。

- ①調査等により、調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

(委員) それについて、県から市に連絡はあったのか。

(教育長) 報道で承知した。

(委員) 今後、どのようになるのか。市としては、全く関与しないのか。

(教育長) 県からは、特段連絡はない。

(委員) 市教育委員会が直接関わることはないから、県からの報告はないと思われる。

(事務局) 市としては、この件を一つの教訓とする。具体的には、いじめの定義をしっかりとらえて認知を積極的にすること、そして解決に向けて対応していくことだ。

(委員) いじめられた子が不登校になり、いじめられた側が転校するというケースはある。保護者が、いじめられた側がなぜ転校しなければならないのか、という不満をもつことは当然あるであろう。

(教育長) 仮に市民という立場で市に相談があれば、情報共有したり確認したりということ是可以する。

(委員) 小学校から中学校へ進学するとき、連絡会がある。中高の場合もある。小中は、進学時以外にも頻繁に連絡がとられる。しかし、小中に比べて中高の連携は、入学時以外あまり結びつきがない。いじめが突然高校で起きたものなのか、中学校から継続してあったものなのか、または中学校でのことが高校でいじめという現象で起きたのか分からない。高校は、中学校に働きかけて情報提供してもらい、中学校も高校に積極的に情報提供しないとイケない。中高の連携ができていないように感じていた。

(事務局) 小中は、一緒に活動する機会があり連携もある。それに比べて、中高の連携は弱いということを感じる。課題として受け止め、中高の連携を進められたら良いと考えている。

(教育長) 県立と市立ということではなく、糸魚川市は一貫教育で「0歳から18歳まで」としているのだから、しっかりと見届けていかなければならないと考えている。

(委員) 県教委も市町村教委に再発防止策などの情報発信をしなければいけないのではないのか。

以前、いじめについて保護者から相談を受けたことがある。その当時は、「いじめ防止対策推進法」もなかった。相談される保護者は、学校との関係がよくない。

保護者と学校の関係がうまくいかないことへの対応として、糸魚川市で学校問題解決支援チームを作ったと思う。保護者と学校が対立してはうまくいかない。

(事務局) いじめの定義が改正され、以前に比べて広くとらえるようになった。「継続的」「攻撃をする」など以前は定義としてあったが、今は、本人が心身の苦痛を感じていけばいじめであり、継続していなくてもいじめとして認知している。その意義としては、早期発見し、迅速に初期対応することで、その子を救ったり、人間関係を良くしたりすることになる。このことを、教職員にも子どもにも保護者にも理解してもらおう取組を続けていかなければならない。

(委員) ある小学生男子が、女子の意見と対立し「こうしたら良いと思う」と意見を述べたら、女子から「いじめだ」と言われたという。男子児童は、「ぼくはいじめをしたのだ

ろうか」と家庭で言っていたという。

(事務局) 行為によって傷つけられたのであれば、そういうつもりではなかったのだろうが、相手の人はこういう思いをしたのだよと教え、より良い関わり方を考えさせ、成長させるきっかけをつくることと、「いじめられた」という児童にとっても、相手が意図的でなかったら、その子を受容・共感しながら、「相手の子はこういうつもりで言ったのだよ。」と話をし、お互いの良い人間関係を作っていくという指導をする必要がある。いじめということで捉えているのであれば、「こうなんだよ」と正していかないと誤った学習になってしまう。誤りはあるだろうから、それを正していくという集団作りや態度を形成していくというのが学校教育の場である。

(教育長) 大人の世界でも指導とハラスメントについて、難しい場面がある。

(委員) 情報提供だが、SNS のいじめについて、法務省にサイトができた。

(教育長) いじめの解決までに長期間要しているケースはあるか。

(事務局) いじめ解消の要件は2つある。1つはいじめの行為が止んでいること。もう1つは、被害児童生徒の心身の苦痛を感じなくなっていることである。期間として、基本は少なくとも3か月は見守るとしており、安易に「解消」としないようにしている。いじめが再発することも考えられるからだ。事案によっては、両者が納得しているが、3か月は様子を見守っているケースもある。

また、いじめの行為は止んでいるが、そのことで被害児童生徒が心配を抱えているというケースがある。その場合は、解消までの期間がかかることになる。この場合、学校は毎月、被害児童生徒の様子や教育相談の記録を市教委に報告している。

(委員) 不登校について、OD (起立性調節障害) が多いということだったが、詳細は分かるか。

(事務局) 詳細までは把握していない。診断がついている中では、ODが一番多いということである。

(委員) ODと診断された児童生徒には、かなり長期の者もいるか。

(事務局) 長期にわたる生徒もいれば、最近ODと診断された生徒もいる。

(委員) ODの不登校も心配である。

(委員) スクールカウンセラーや相談員と学校との情報共有については、どのようになっているか。

(事務局) 学校が相談員やスクールカウンセラーに情報提供し、児童生徒の話を聞いてもらうことを依頼したり、様子を見守ったりする場合がある。また、ファイルに記録があり、学校の様子を把握している。相談員やカウンセラーが得た情報は、学校に提供する。情報提供する相手は、担任であったり養護教諭であったり管理職であったりする。

(委員) 相談員やカウンセラーには、守秘義務があるのではないか。

(事務局) 守秘義務はあるが、急を要するものについては学校に情報提供するのが原則である。相談員には、決まりとしてそのように示している。

(委員) 以前、相談員の情報が守秘義務のため学校に上がってこないという例があった。

(事務局) 情報共有は大事である。相談した児童生徒を真ん中にしているいろいろな人が関わることがあるべき姿だ。相談員やカウンセラーは、第三者であるので子どもも話しやすいということもあるが、情報共有が必要だ。

(教育長) 個人情報保護条例でも、本来は本人の同意が必要だが、個人の生命や財産を脅かすおそれがある場合は、その限りではない。守秘義務があるから、全く情報提供ができないということではない。

(事務局) 個人の力だけでは心配な児童生徒の支援ができない。いかに情報共有して行動連携を図ることができるかが、迅速で適切な支援・対応につながる。相談員やカウンセラー等は、子どもたちの安全安心を最大限に尊重しながら情報共有することが大事だと考えている。

(委員) 当校では、毎週金曜日に相談員が来校している。昨年と同じ相談員であり、中学校区の相談員でもあり、児童のことをよく理解している。相談のある児童は、相談室を訪問している。相談員も相談室への訪問がなければ、校舎を巡回し、気になる児童の様子を見るなどしている。そして、ファイルに学校訪問での記録をして、校長に提出している。私は、その記録を関係ある職員と情報共有している。新たに相談員に見てほしい児童がいる場合は、相談員に情報提供している。また、養護教諭が児童の相談をよく聞いている。児童の保健室の訪問がよく見受けられる。保健室訪問の様子も保健日誌に記録されている。

(教育長) 高校でいじめの認知件数が2件という報告であったが、その状況はどうか。

(委員) すべて解消である。

(教育長) 休校期間が長かったが、高校の生徒たちの様子は、以前と比べてどうか。

(委員) 長い休校期間を終え、登校する際に、登校に対する意欲がもてるか心配していた。もし休校期間がなければ、学校生活がスムーズに送れたのではないかという生徒はいた。通常は、入学したてでエネルギーがあり、4月に中学校とは別の友人関係ができて新しい高校生活を送れることになる。しかし、長い休校期間によりいきなり授業が始まることにストレスを感じ、耐えられなかった生徒がいた。

2年生、3年生については、学習の遅れに対する不安。短期間で相当量の内容を習得していかなければならないため、課題の消化が間に合わない生徒がいた。

一般的な生活については、安定した高校生活が送れている。SNSでの軽微な問題行動は見受けられる。

(事務局) 委員からSOSミニレターについての情報提供あったが、全体で共有できるものがあるか。

(委員) 例年だと、友達関係や人間関係についての相談が多いですが、今回は、自分のことについての相談であった。自分が意見をうまく言えないとか、すぐ怒ってしまうという相談であった。意見をうまく言えないということや怒ることは、悪いことでないと悩みを共感している。自分自身を見つめていることをほめて返信した。

(事務局) 自尊感情だとか自己有用感が育っていないという面はあるのだろうが、SOSミニレターに書いて相談できるというのは良いことだ。自己肯定感を育てることが、いじめ等の問題にも効果的ではないか。自分に自信がもてる子どもが増えると良い。

### 3 閉会の挨拶（教育次長）

7月にコロナの感染者が市内で出たが、その後はない。しかし、近隣の自治体で感染者が出ている。子どもたちの在宅時間が長くなったためか、ゲームやSNSに関係するトラブルも散見する。児童生徒を取り巻く環境は、不安定な状況が続くと危惧している。教育委員会としてもしっかり取り組んでいきたい。

皆様のそれぞれの立場からご支援をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。